

各市町高齢者福祉担当課長 様

広島県健康福祉局医療介護基盤課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく
対応状況等に関する調査について（依頼）

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省老健局高齢者支援課から依頼がありました。
ついては、次のとおり提出してください。

1 提出物

- 法に基づく対応状況調査票（令和5年度分）（A票～E票，附B票）
- 月別相談件数（様式1）

2 提出期限

令和6年5月30日（木）厳守

3 記入注意点（記入要領の1ページを参照してください。）

記入要領の必要箇所をよく確認し、回答の誤りや記入漏れ等のないようにしてください。
（回答に誤りが生じやすい箇所については、太字もしくは赤字・赤枠で表示しています）

※日付に関係する誤りが大変多くなっています。正しい入力にご協力ください。

特に、下記の点に誤りがないよう、よくご確認ください。

- 年度の誤り**（「月日」のみ入力すると、自動的に入力時の「年」になってしまうため、当該事例への対応時の年度を入力してください。）
- 日付の前後関係の誤り**（原則として、相談・通報受理日 ➡ 事実確認調査の開始日 ➡ 虐待の事実が確認された日（虐待判断日） ➡ 対応終了日の順になるようにしてください。※同日可）
- 調査対象年度以降分の入力**（調査対象年度末日までの状況を回答してください。）
- 法に基づく対応状況調査票（令和4年度分）対応継続の案件も忘れず入力**
（現在の状況を確認の上、二重計上にならないよう注意し入力してください。）

今回の調査では、調査票B票・附属B票において、調査項目の見直しがあります。

【B票】

- 事実確認の実施方法を回答する項目を追加（市町村：問3）…p. 11
- 虐待が確認された施設等における取組状況（問6）に項目を追加…p. 14
- 虐待が確認された施設等への対応内容に関する質問項目順序を変更（問7～問9）…p. 18～19
- 権限行使に関する質問項目（問7・問8）の回答条件を変更…p. 19
- 虐待に該当する身体拘束があった場合の「身体拘束廃止未実施減算」記載の依頼（問8）…p. 19

【附B票】

- 具体的な虐待の内容（附3）に記載が望まれる事項の説明を変更・例示を追加…p. 16

4 提出方法等

- 「記入要領」を参照の上、「法に基づく対応状況調査」（エクセルファイル）に必要なデータを直接入力し、ファイル名を市町名に変更して保存したファイルをメールで提出してください。

「表紙」シートに「NG」が表示されていないファイルを提出してください。

回答入力上の禁忌事項（「記入要領」P1）をしないよう注意してください。

- 前回調査の様式で既に入力されているデータを用いる場合は、「R5年度→R6年度様式更新プログラム」で、今回調査で使用する最新版のファイルに内容をコピーする必要があります。『「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査」様式更新プログラムの使用方法』を参照）

また、前回調査の様式に既に入力されているデータを用いるに当たっては、事例の対応状況などの変動等がないか再確認して入力をしてください。

○ 【A票】問2)、問3)の人口は、令和6年3月31日現在で入力してください。

5 提出先

広島県健康福祉局医療介護基盤課

提出先アドレス：fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp

6 その他

当年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）分の調査は、別途依頼します。

担当 法人指導・老人福祉施設グループ

電話 082-513-3199(ダイヤル)

(担当者 池田，山形)